

原子力事業者防災業務計画修正の要旨（核燃料サイクル工学研究所）

1. 目的

原子力災害対策特別措置法第 7 条第 1 項の規定に基づき、核燃料サイクル工学研究所の原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

通報基準（EAL）の記載に係る修正、原子力防災管理者の代行順位に係る修正、防災訓練の計画及び実施を踏まえた修正、周辺住民に対する平常時の広報活動に係る記載の追加、他の原子力事業者への協力に係る記載の修正に伴い、以下の修正を行いました。

2. 修正した日

平成 31 年 3 月 25 日

3. 協議した自治体

茨城県、東海村

4. 主な修正の内容

（1）通報基準（EAL）の記載に係る修正

① 「別表－2（2）原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準」及び「別表－2（3）原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準」中、「気体放射性物質の放出に係る通報基準（SE02/GE02）」について、通報事象等規則*との整合を図るため記載を修正した。

② 同上の表中、「火災・爆発等による管理区域外での放射線の検出（SE04/GE04）」について、放射線量を測定する具体的方法を記載した。

* 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき基準等に関する規則

（2）原子力防災管理者の代行順位に係る修正

「別表－4 原子力防災管理者の代行順位」について、研究所の保安に関する組織の構成に基づいた恒常的な順位となるよう修正した。

（3）防災訓練の計画及び実施を踏まえた修正

① 統合原子力防災ネットワークのテレビ会議に対応する任務を現地対策本部の Q&A 班が原子力防災要員として担当することを明確化し、「別図－1 サイクル研究所原子力防災組織」及び「別表－3 原子力防災要員の職務と配置」を修正した。

② 「別表－1 8 原子力防災訓練」の総合訓練内容について、機構本部との合同による訓練として記載を修正した。また、個別に行う訓練の記載を追加「別表－1 8 原子力防災訓練」を修正した。

③ 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所に機構本部を追加するよう見直し、「別図－7 原子力事業所災害対策支援拠点の位置」及び「別表－1 5 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所」を修正した。

- (4) 周辺住民に対する平常時の広報活動に係る記載の追加
周辺住民に対する平常時の広報活動について、「第2章 原子力災害予防対策の実施」の「第9節」として記載を追加した。
- (5) 他の原子力事業者への協力に係る記載の修正
「第5章 第1節 他の原子力事業者への協力」について、茨城県地域防災計画との整合を図るため、警戒事象発生段階から要請に応じて緊急時モニタリング要員を派遣するよう記載を修正した。併せて、原子力防災要員等の派遣及び原子力防災資機材の貸与を示した「別表－19(1)」、「別表－19(2)」及び「別表－19(3)」を集約し、「別表－19 特定事象発生時及び緊急事態応急対策等における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与」として整理し、本文を含めて修正した。
- (6) 原子力防災資機材の保管場所に係る修正
呼吸用ポンプ付き一体型防護マスクの一部について保管場所を変更することに伴い、「別図－6 原子力災害対策活動で使用する施設、設備、資機材保管場所」及び「別表－6 原子力防災資機材」について修正した。
- (7) 平成30年1月22日（直近の修正）以降に生じた軽易な修正として「読み替え表」を提出した、事務的な内容の変更に伴う修正
（平成30年4月6日付け（組織名称及び副原子力防災管理者の役職名の変更）及び平成30年7月6日付け（組織名称及び原子力災害対策指針及び茨城県地域防災計画の改正に伴う医療機関名称の変更）読み替え表の反映）
- (8) その他の修正
上記に加え、表現の見直し、記載の適正化等の所要の見直し

以 上

核燃料サイクル工学研究所原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(3) ③、(7)

第2章 原子力災害予防対策の実施

核燃料サイクル工学研究所の原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力施設事態即応センター・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び原子力緊急事態支援組織を含む関係機関との連携、周辺住民に対する平常時の広報活動等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(2)、(3) ①、(3) ②、(3) ③、(4)、(6)、(7)

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初動対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1) ①、(1) ②、(5)、(7)

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(5)